

(1) 意見書の採択について (3件)

- ① ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を
求める意見書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

陳情団体 北海道森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会
幹事長 三好 雅

北海道町村議会議長会 会長 渡部 孝樹

- ② 令和8年度北海道最低賃金改正等に関する意見書・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

陳情団体 連合北海道福島地区連合会 会長 堀 耕一

- ③ 物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4

陳情団体 全日本年金者組合北海道本部 委員長 土本 武司

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の 充実・強化を求める意見書（案）

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

道では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1 地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、伐採後の着実な植林や適切な間伐、路網の整備や、「国土強靱化実施中期計画」に基づく防災・減災対策の推進について、物価や人件費の高騰も考慮し、必要な予算を十分に確保するとともに、森林の保全と適正な利用に向けた取組を進めること。

2 森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害など森林被害対策、AI技術やICT等を活用したスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う多様な人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

（議決年月日）

どうこう

福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、
農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣

令和 8 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書(案)

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア(働く貧困層)解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしは、近年の賃上げをもってしても実質賃金がマイナスとなっている現状では、物価上昇の影響により生活向上が改善したと感じる人は少数であると考えられます。また、2025 年 10 月に引き上げた 65 円で、※道内の全労働者 216.5 万人の内、57 万人を超える労働者が最低賃金近傍に張り付いている状況です。

労働基準法第 2 条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けやすい非正規雇用労働者は、自身の労働条件決定にほとんど関与することができません。

最低賃金の引き上げ金額が低ければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、個人の消費行動および北海道経済にも悪影響を与えかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、令和 8 年度の北海道最低賃金の改正にあたって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記

1. 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(いずれも令和 7 年 6 月 13 日閣議決定)で示されている、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」に基づいた審議を行い、地域間格差についても是正を図ること。
2. 賃金構造基本統計調査の北海道における短時間労働者の平均時間額や民間の求人時間額などを参考として、最低賃金の引き上げ審議を行うこと。
3. 設定する最低賃金は、2. で参考とした指標の時間額と同等水準とすること。
4. 賃上げの原資確保のため、公正取引を促す「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大を進めると同時に、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を押し進め、最低賃金の大幅引き上げを図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。

(議決年月日)

福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 北海道労働局、北海道地方最低賃金審査会

物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書(案)

令和8年度の年金改定率は国民年金（基礎年金部分）1.9%、厚生年金（比例報酬部分）2.0%とプラス改定になりましたが、物価上昇率3.2%と比較すると、実質的に1.3%の減額となってしまいました。その結果、第二次安倍政権（平成25年）以降の14年間で公的年金は物価上昇率と比べて実質9.9%の減額となってしまいました。このことは、現役世代が今後、年金を受給する際に、実質的に減額される可能性が極めて大きいことを意味します。

この14年間で、消費税は5%から10%へと2倍になり、75歳以上の医療費窓口負担も2倍に、介護保険料や国保料の値上げなど社会保険料負担が増え、米など食料品の高騰、これに加えイランを巡る紛争によって石油製品を中心に物価が高騰し、年金生活者の実質可処分所得は更に目減りしています。

この結果、年金だけでは食べていけず、働かざるを得ない高齢者が増え、年金だけで生活している高齢者の割合は減少しており、医療費や食費、暖房費すら削らざるを得ない年金受給者も少なからずいます。とりわけ農業・漁業従事者、自営業者に多い国民年金のみの年金受給者にとって低年金は深刻な問題となっています。

年金受給者の生活悪化など危機的状況を受けて、厚生労働省も基礎年金改善の検討を始めています。

高齢化率の高い自治体では、年金が所得と家計消費に占める割合も高く、年金支給額の実質的削減は年金受給者の購買力を低下させ、地域経済への影響も大きくなっています。

年金額の引上げは消費を活性化させ、地域経済に好循環をもたらしますので、下記事項について意見を求めます。

記

1. 若者も高齢者も安心して老後を暮らせるように、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の支給額の改善をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

（議決年月日）

福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣